

米子市総合評価方式による競争入札試行要領

1 目的

この要領は、米子市が発注する建設工事の請負の契約の締結において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の13において準用する同令第167条の10の2の規定に基づく総合評価方式により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価入札」という。）を試行する場合において、当該試行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 入札手続

この要領に定めのない事項については、米子市工事希望型指名競争入札実施要領（平成17年3月31日施行）、米子市郵便入札実施要領（平成17年3月31日施行）、米子市建設工事低入札価格調査実施要領（平成17年3月31日施行。以下「低入札価格調査要領」という。）、米子市建設工事最低制限価格設定要領（平成20年4月1日施行）及び米子市建設工事等電子入札実施要領（令和7年4月1日施行）の定めるところによる。

3 学識経験者からの意見聴取

- (1) 市長は、地方自治法施行令第167条の13において準用する同令第167条の10の2第3項の規定により総合評価入札の落札者決定基準を定めようとするときは同令第167条の13において準用する同令第167条の10の2第4項の規定により当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について2人以上の学識経験者から意見を聴くものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により学識経験者から意見を聴取した場合であって、当該学識経験者が、落札者を決定する時に改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとする旨の意見を付して回答したときは、落札者を決定する時に、改めて2人以上の学識経験者から意見を聴くものとする。

4 対象工事

総合評価入札の対象とする建設工事は、予定価格が5,000万円以上であって、総合評価入札に付することが適当と認められるものとする。ただし、5,000万円未満の工事であっても、発注計画、工期等を勘案し、総合評価入札の対象とすることができる。

5 公告

総合評価入札を行おうとするときは、その旨を入札公告等に明記するものとする。

6 評価項目

総合評価入札における評価項目は、次のとおりとする。

(1) 入札額

入札書に記載された額とする。

(2) 調査基準価格（低入札価格調査要領第2条第2号に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）

米子市建設工事最低制限価格設定要領第4条第1項の規定により算定した額とする。この場合において、同項第1号及び第2号中「1,000円未満の端数は、切り捨てる」とあるのは、「1万円未満の端数は、切り上げる」と読み替えるものとする。

(3) 事業者の工事成績

次に掲げる工事成績の平均点（小数点以下第2位未満の端数を切り捨てるものとし、以下「事業者成績」という。）とする。ただし、調査基準価格以上の額により入札した者の当該事業者成績が当該入札に参加することができる資格を有する者における事業者成績の平均点（小数点以下を四捨五入するものとし、以下「基礎点」という。）未満の場合又は工事成績のない場合は基礎点（当該事業者成績が基礎点未満の場合であって、工事成績が70点以下の工事（ア及びウに規定する工事のいずれにも該当する工事であって、当該入札の公表の日の属する年度の前年度に完成検査を行ったものに限る。）があるときは、当該工事1件につき1点を減じて得た数）とし、調査基準価格未満の額により入札した者の当該事業者成績が、基礎点未満の場合は当該事業者成績とし、工事成績のない場合は当該入札に参加することができる資格を有

する者における事業者成績のうち最も低い事業者成績の点（75点を下限とする。）とする。

ア 米子市が発注した工事（共同企業体施工の場合は、出資比率が30パーセント以上のものに限る。）で当該入札と同一の発注工種のものであること。

イ 当該入札の公表の日が属する年度の3年度前の4月1日から前年度の3月31日までの間に完成検査を行った工事のものであること。

ウ 請負金額が800万円以上の工事（その請負契約を入札により締結したのものに限る。次号イにおいて同じ。）のものであること。

(4) 配置予定技術者の工事成績

主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「配置予定技術者」という。）が従事した工事に係る工事成績であって、次に掲げる要件を満たすもの（以下「技術者成績」という。）とする。ただし、調査基準価格以上の額により入札した者の当該技術者成績が基礎点未満の場合又は工事成績のない場合は基礎点とし、調査基準価格未満の額により入札した者の当該技術者成績が、基礎点未満の場合は当該技術者成績とし、工事成績のない場合は当該入札に参加することができる資格を有する者における事業者成績のうち最も低い事業者成績の点（75点を下限とする。）とする。

なお、一の入札につき申請することができる配置予定技術者の人数は、1人とする。

ア 米子市が発注した工事（共同企業体施工の場合は、出資比率が30パーセント以上のものに限る。）であって、主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事したものに係るものであること。

イ 当該入札と同一の発注工種で、請負金額が800万円以上の工事のものであること。

ウ 工期の50パーセント以上の期間について従事した工事のものであること。

エ 当該入札の公表の日が属する年度の3年度前の4月1日から当該入札の公表の日までの間に完成検査結果通知を受けた工事のものであること。ただし、当該入札の公表の日が属する年度に完成検査を行った工事については、説明請求の結果成績が修正となった場合で

あっても、当初通知を受けた成績とする。

(5) その他の評価項目

ア 当該入札の公表の日が属する年度の前年度において米子市から米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）第3条の規定により指名停止措置を受けた事業者にあつては、当該指名停止措置1回につき次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める点数を評価点数から減ずる。

（ア） 当該指名停止措置期間が6か月以下の場合 1点

（イ） 当該指名停止措置期間が6か月を超える場合 2点

イ 当該入札の公表の日が属する年度において、同一工種の総合評価入札での受注実績がある事業者にあつては、次の式により算出した点数を評価点数から減ずる。この場合において、共同企業体の構成員として受注した実績は、当該構成員の出資比率に応じた額とする。

$$1 \text{ 点} \times \text{前年度における等級別工種別の平均受注額に対する当該年度における受注額の割合（小数点以下4位未満は、切捨て）}$$

ウ 低価格入札者（低入札価格調査要領第2条第4号に規定する低価格入札者をいう。以下同じ。）である事業者にあつては、1点を評価点数から減ずる。

7 採点評価方法

予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者について、その者の提示した入札書及び提出書類に基づき次の方法で採点評価し、評価点数が最も高い者を落札予定者とする。ただし、同じ評価点数の者が複数あるときは、事業者成績が最も高い者を落札予定者とする。なお、低価格入札者が落札予定者となった場合は、工事主管課長は、低入札価格調査（低入札価格調査要領第2条第1号に規定する低入札価格調査をいう。以下同じ。）を実施し、当該落札予定者は、工事内訳書、積算資料等、当該調査に必要な書類（以下「調査資料」という。）を当該入札日の翌々日（その日が米子市の休日をも定める条例（平成17年条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、当該市の休日後において、当該市の休日に最も近い市の休日でない日）までに工事主管課長に提出しなければならない。この場合において、

当該落札予定者以外の入札者は、落札予定者になることができない。

評価点数＝入札価格点数×0.7＋工事成績点数×0.3±その他の評価項目

$$\text{入札価格点数} = \frac{\text{当該入札の最低の入札額}^{*1} \text{（調査基準価格未満の場合は、調査基準価格）}^{*2}}{\text{その入札者の入札額（調査基準価格未満の場合は、調査基準価格）}} \times 100$$

$$\text{工事成績点数} = \frac{\text{その入札者の工事成績（技術者成績} \times 0.3 + \text{事業者成績} \times 0.7\text{）}}{\text{当該入札の最高の工事成績（技術者成績} \times 0.3 + \text{事業者成績} \times 0.7\text{）}^{*1}} \times 100$$

※ *1：当該入札の失格者のものでないこと。

※ *2：調査基準価格は、100分の110を乗じないで計算した価格とする。

※ 入札価格点数及び工事成績点数は、小数点以下4位未満は、切捨てる。

8 開札及び落札決定

- (1) 入札執行者は、入札書を開札したときは、入札参加者の入札金額、配置予定技術者及び事業者の工事成績を確認した上で落札決定を保留し、前項に定める採点評価方法に基づき評価結果書（別記様式第1号。以下「評価結果書」という。）を作成する。
- (2) 入札執行者は、第10項に規定する応募書類等について審査した後、落札の決定（以下「落札決定」という。）を行うものとする。ただし、第3項第2号の規定により学識経験者から意見を聴く場合には、同号に規定する学識経験者に対して評価結果書を送付し、当該学識経験者から落札者の決定に関する意見を聴取した後に落札決定を行うものとする。
- (3) 前号ただし書の規定により評価結果書の送付を受けた学識経験者は、原則として、当該評価結果書の送付を受けた日の翌々日（その日が市の休日に当たるときは、当該市の休日後において、当該市の休日に最も近い市の休日でない日）までに回答するものとする。

9 入札結果の公表

入札執行者は、落札決定後、速やかに、その結果について入札参加者に通知し、及び公表するものとする。

10 応募書類等の提出

(1) 入札参加者は、配置予定技術者について配置技術者工事成績調書(別記様式第2号)を作成し、これを入札書に同封して提出しなければならない。この場合において、当該調書には、その記載内容に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 工事検査結果通知書の写し

イ 工事カルテ又は従事した役職に係る選任通知書等の写し

(2) 入札参加者は、低価格入札者となった場合には、低入札価格調査を受ける意思があるときは、低入札価格調査意向調書(別記様式第3号)を作成し、これを入札書に同封して提出しなければならない。

11 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を行った者を失格とする。

(1) 調査基準価格(100分の110を乗じないで計算した価格)に100分の99を乗じて得た額(1万円未満の端数は、切り上げる。)に、100分の110を乗じて得た額に満たない価格で入札したとき。

(2) 配置予定技術者の工事成績が前項の添付書類により確認することができなかったとき。

(3) 配置技術者工事成績調書又はその添付書類が所定の手続により提出されなかったとき。

(4) 低入札価格調査意向調書に調査資料の提出の意思がない旨を記載していた者が低価格入札者となったとき。

(5) 低入札価格調査意向調書を提出した者が低価格入札者となった場合において、当該低価格入札者が調査資料を入札日の翌々日(その日が市の休日に当たるときは、当該市の休日後において、当該市の休日に最も近い市の休日でない日)までに提出しなかったとき。

12 低入札価格調査の対象外

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を行った者は、当該各号に定める期間、低入札価格調査の対象としない。

(1) 前項第5号の規定に該当したことにより失格となったとき。入札日から当該入札日の属する月の翌月1日から1年を経過する日までの

間

- (2) 総合評価入札における低入札価格調査を経て施工した工事の工事成績が基礎点（当該工事の完成検査を行った日の属する年度の基礎点とする。）未満のとき。完成検査日から当該完成検査日の属する月の翌月1日から1年を経過する日までの間

13 配置技術者の変更

総合評価入札による建設工事の請負者は、当該建設工事において配置した技術者（以下「配置技術者」という。）をやむを得ない事由により変更しようとするときは、当該事由を付して市長に届け出るとともに、変更前の配置技術者の技術者成績と同点以上の技術者成績を有する技術者（当該技術者を配置することができないことがやむを得ないと認められる場合は、当該変更前の配置技術者の技術者成績に最も近い点数の技術者）に変更しなければならない。この場合において、当該建設工事が完成するまでの間に発注される他の工事に係る総合評価入札において当該請負者が変更前の配置技術者を当該他の工事の配置予定技術者とするときは、当該配置予定技術者の技術者成績は、基礎点とする。

14 その他

この要領に定めのない事項及びこの要領の定めにより難しい事項については、必要に応じ、別に定める。

附 則

1 施行日

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

2 同一の発注工種の特例

平成17年度以前における建設工事に係る発注工種について、一般土木工事とあるのは、土木一式工事（一般）に読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行し、この要領による改正後の米子市総合評価方式による競争入札試行要領第 6 項第 4 号及び第 7 項並びに別記様式第 1 号の規定は、同日以後に公表する同要領第 1 項に規定する総合評価入札について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 25 年 6 月 24 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の米子市総合評価方式による競争入札試行要領(以下「改正後の要領」という。)第 6 項第 2 号から第 4 号までの規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公表する同要領第 1 項に規定する総合評価入札について適用する。
- 3 改正後の要領第 6 項第 4 号イ後段の規定を同号イ前段の規定に適用する場合における当該共同企業体の構成員として受注した実績は、施行日以後にその発注について入札が行われた工事について結成された共同企業体の構成員の出資比率に応じた額をもって定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の米子市総合評価方式による競争入札試行要領第 12 項の規定は、この要領の施行の日以後に公表する同要領第 1 項に規定する総合評価入札について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の米子市総合評価方式による競争入札試行要領の規定は、この要領の施行の日以後に公表する同要領第 1 項に規定する

総合評価入札について適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の米子市総合評価方式による競争入札試行要領の規定は、この要領の施行の日以後に公表する同要領第1項に規定する総合評価入札について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の米子市総合評価方式による競争入札試行要領の規定は、この要領の施行の日以後に公表する同要領第1項に規定する総合評価入札について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の米子市総合評価方式による競争入札試行要領の規定は、この要領の施行の日以後に公表する同要領第1項に規定する総合評価入札について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の米子市総合評価方式による競争入札試行要領の規定は、この要領の施行の日以後に公表する同要領第1項に規定する総合評価入札について適用する。

別記
様式第1号(第8項関係)

総合評価方式 評価結果書 (入札執行表)

工 事 名			入 札 方 式	工事希望型指名競争入札
			落 札 者 決 定 方 式	総合評価方式
工 事 場 所			入 札 執 行 日 時	
工 期			入 札 執 行 場 所	
予 定 価 格	円	(税抜き) 円		
調査基準価格	円	(税抜き) 円		
失格基準価格	円	(税抜き) 円		
最低入札価格(x)	円	※失格でないもの。調査基準価格未滿は、調査基準価格とする。		
工事成績最高点(y)	点	※失格でないもの		

入札業者名	入札価格 (税抜き) (a)	入札価格点数 (x)/(a) ×100 X	工事成績点数 (d)/(y) ×100 Y	技術者成績 (b)	事業者成績 (c)	工事成績 減点	成績合計 (d) =0.3(b) +0.7(c)	その他 (e) + (f) + (g) Z			評価点数 0.7X+0.3Y+Z	順位	備考	
								指名停止 措置 (e)	受注実績 (f)	低価格入 札 (g)				

総合評価方式による入札結果の適否について回答します。

学識経験者氏名		⑩	※電子メールで回答する場合は、押印不要
上記入札結果の適否	<input type="checkbox"/> 適当 <input type="checkbox"/> 不適当		
不適当とした理由 その他の意見			

※必要事項を入力後、電子メール又はFAXにて回答してください。【送信先】

配置技術者工事成績調書

入札者 住所 商号又は名称 代表者氏名	
入札工事名	

下記の記載内容及び添付書類の内容については、事実と相違ありません。また、本書及び添付書類の内容について公表されても異議ありません。

配置技術者の氏名		
技術者成績の対象とする工事成績	従事した工事名	
	発注工種	
	工期	から まで
	従事役職	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人
	工事成績	点

注意 工事検査結果通知書の写し及び工事カルテ又は従事役職に係る選任通知書等の写しを添付してください。

低入札価格調査意向調書

入札者 住所 商号又は名称 代表者氏名	⑩
入札工事名	
意向記載欄	

注意 入札日の翌々日までに調査資料が提出されない場合は、入札日から当該入札日の属する月の翌月1日から1年を経過する日までの間、低入札価格調査の対象としないものとします。